高梁川水系 河川整備計画

変更 概要版

高梁川水系流域図

流域概要

高梁川は、その源を岡山･鳥取県境の花見山(はなみやま)(標高 1,188m)に発し、小坂部川(おさかべがわ)、成羽川(なりわがわ)、小田川(おだがわ)等を合わせたのち、倉敷(くらしき)・玉島(たましま)両平野を南下して、瀬戸内海の水島(みずしま)灘に注ぎます。

源流から河口までの延長は 111km、流域面積 2,670km^2 であり、その流域*)は岡山、広島両県にまたがり、倉敷市をはじめとする９市３町からなっています。

高梁川下流部には岡山県第２の都市である倉敷市があり、この地域における社会・経済・文化の基盤を成しています。

＊)降った雨が高梁川に集まってくる範囲

河川整備基本方針・河川整備計画の策定経緯

高梁川水系では平成18年4月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「高梁川水系河川整備基本方針」を策定しています。これに基づき、高梁川水系の国が管理する区間において、中期的な河川整備の目標と整備内容を定めた「高梁川水系河川整備計画【国管理区間】」(以下「現行計画」とする)を平成22年10月に策定しました。

その後、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震や平成27年9月の関東･東北豪雨、気候変動への対応、岡山県からの堤防の移管など河川を取り巻く状況の変化及び現行計画の進捗点検結果(平成27年8月)等を踏まえ、「高梁川水系河川整備計画【国管理区間】」を平成29年6月に変更しました。

変更に至った経緯

平成22年10月に現行計画を策定し、5年後の平成27年8月に「流域の社会情勢の変化」、「地域の意向」、「事業の進捗状況」、「事業の進捗の見通し」、「河川整備に関する新たな視点」の5項目について進捗点検を行いました。

その結果、進捗点検において、現行計画に定められた事業内容を継続して実施する必要があることを確認した上で、今後の河川整備にあたっては、「河川整備に関する新たな視点」として、①平成23年3月の東北地方太平洋沖地震を踏まえた地震対策、②平成24年3月に高梁川左岸の汐入川締切盛土が岡山県から移管されたことによる高潮堤整備延長の延伸、③短時間強雨や総雨量が数百㎜を超える大雨の発生をはじめとした気候変動への対応を踏まえて、現河川整備計画の変更が必要とのご意見をいただきました。

また、平成27年9月の関東･東北豪雨を受け、平成27年12月に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申され、「水防災意識社会　再構築ビジョン」としてハード･ソフト対策を一体的･計画的に推進していくため、「施設の能力を上回る洪水への対応」、「堤防決壊時の被害軽減の検討･水害リスク軽減のためのソフト対策」について、現行計画に反映することとし、計画変更の検討を行い、平成29年6月26日に変更しました。

計画の概要

計画の趣旨

高梁川水系河川整備計画（国管理区間）」は、河川法の三つの目的である

1）洪水、高潮等による災害発生の防止
2）河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持
3）河川環境の整備と保全

が行われるよう、河川法第16条の二に基づき、「高梁川水系河川整備基本方針」に沿って実施する河川整備の目標及び河川工事、維持管理等の内容を定めるものです。

基本理念

安全・安心な川づくり

高梁川水系河川整備基本方針で定めた長期的な治水目標に向けて段階的に整備を進めるものとし、河川整備の現状、過去の水害、氾濫域の人口・資産等を考慮し、高梁川の治水安全度の向上を目指します。

川の恵みを分かち合う豊かな川づくり

様々な用途の水を与えてくれる高梁川の水利用の歴史や現状を踏まえ、関係機関や住民と協力し、生活・産業に必要な水の安定的な確保を目指します。

水と緑の触れ合いと自然を育む川づくり

利用しやすい川づくりを進めるとともに、アユやタナゴ類を代表とする豊かな生物の生息・生育・繁殖環境を保全し、未来に伝える川づくりを目指します。

計画対象期間

概ね 30 年間とします。

本計画は現時点の流域における社会経済の状況、自然環境の状況、河道の状況等を前提として策定するものであり、策定後の洪水やこれらの状況変化等のほか、事業実施後の河川環境に係わるモニタリング結果や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて見直しを行います。すなわち、将来の新たな知見を反映させつつ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検･評価）、Action（処置･改善）の PDCA サイクルを考慮して進めるものとします。

計画対象区間

本計画の対象区間は、高梁川水系高梁川、小田川、高梁川派川のうち、国管理区間である 36.4km を対象とします。

河川整備計画の計画対象区間

過去の水害

高梁川の本格的な改修工事の契機となった明治26年10月の大洪水、下流部で大きな被害を生じた昭和47年7月洪水、小田川で大きな雨水出水（内水）氾濫を生じた昭和51年9月洪水等が知られているほか、近年では平成16年8月台風16号による高潮被害、平成23年9月洪水において浸水被害が発生しています。

高梁川の家屋被災状況（明治 26 年 10 月洪水）
位置：倉敷市真備町川辺字辻尾
出典：岡山縣水害写真帖（明治 26 年）

小田川の雨水出水（内水）氾濫状況（昭和 51 年 9 月洪水）
位置：倉敷市真備町川辺

高梁川の高潮越波状況（平成 16 年台風 16 号）
位置：倉敷市玉島乙島地区

小田川の堤防決壊による浸水状況（昭和 47 年 7 月洪水）
位置：倉敷市真備町遠田地区　　出典：昭和 47 年豪雨災害誌（建設省）

小田川付近の状況（平成 23 年 9 月洪水）
位置：倉敷市真備町川辺

河川整備の目標

洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

1. 高梁川下流地区（河口～酒津地先）

昭和47年7月洪水が再び発生しても、外水による浸水被害を防止することが可能となります。また、平成16年台風16号に伴う高潮が再び発生しても浸水被害を防止することが可能となります。

大規模地震への対応については、河川管理施設の耐震性能を照査したうえで、必要に応じて耐震対策を実施します。

2. 高梁川中流地区（酒津地先～湛井地先）

昭和47年7月洪水が再び発生しても、外水による浸水被害を防止することが可能となります。

3. 高梁川上流地区（湛井地先～国管理区間上流端）

昭和47年7月洪水が再び発生した場合でも、外水による浸水被害を軽減することが可能となります。

4. 高梁川派川

小田川合流点の付替えにより、新たに河道となる高梁川派川においては、計画高水流量を計画高水位以下で流下させ、外水による浸水被害を防止することが可能となります。

5. 小田川

昭和47年7月洪水が再び発生した場合でも、外水による浸水被害を防止することが可能となります。また、居住地側で過去何度も発生していた雨水出水（内水）による被害を軽減することが可能となります。

6. 施設の能力を上回る洪水への対応

施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、危機管理型ハード対策とソフト対策を一体的･計画的に推進し、想定最大規模降雨の洪水に対し、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努めます。

7. 広域防災対策

防災活動拠点の整備により、関係機関や地域住民と連携した広域的な支援体制の確立や総合的な被害軽減対策が可能となります。

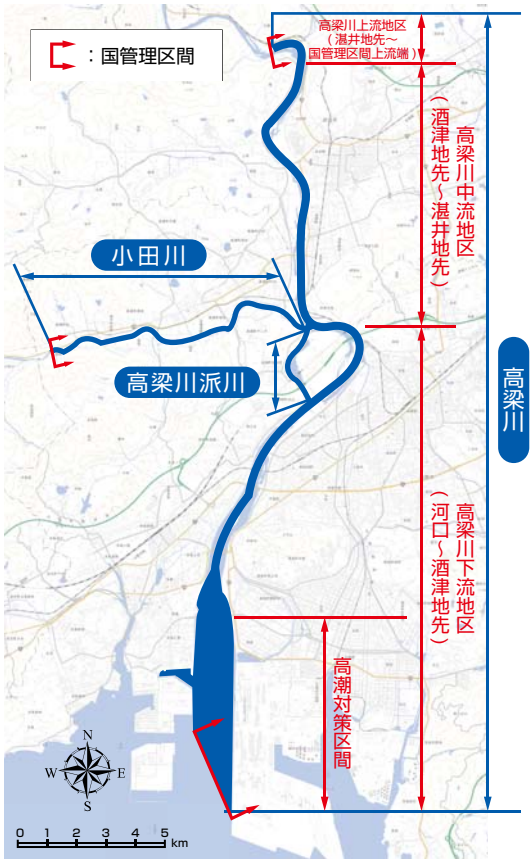

地区分割図

洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

高梁川中・上流地区

【河道掘削・樹木伐開】2 掘削 3 掘削 4 掘削

河積が不足している区間を対象として、河積確保のための河道掘削樹木伐開を実施します。

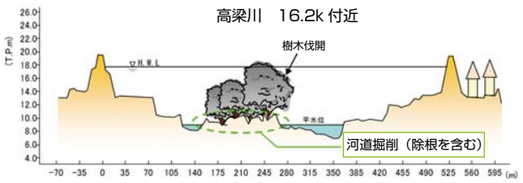

【築堤（断面確保）】4 断面 5 断面 6 断面 7 断面

堤防断面の不足している区間の断面を拡大し、断面確保の整備を実施します。

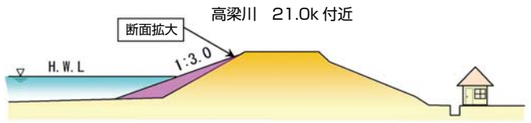

【堤防補強（浸透対策）】6 浸透 7 浸透

浸透に対する安全性照査の結果から対策が必要とされた区間について、堤防補強（浸透対策）を実施します。

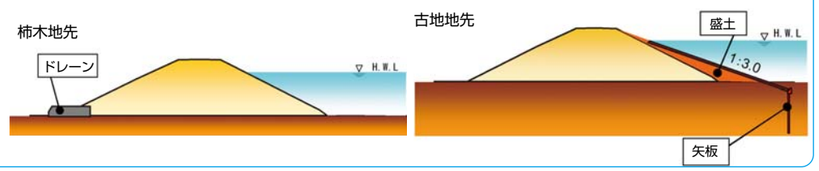

高梁川下流地区

【高潮対策】1 高潮 2 高潮

高潮に対して高さ、堤防断面の不足している箇所では、高潮堤防の段階的整備を実施します。また、大規模地震に対する耐震性能照査結果に基づき、耐震対策を合わせて実施します。

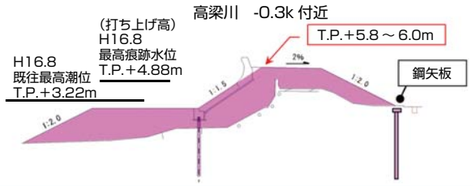

【築堤（断面確保）】1 断面 2 断面 3 断面

堤防断面の不足している区間の断面を拡大し、断面確保の整備を実施します。

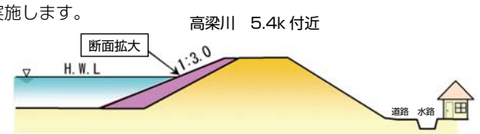

【堤防補強（浸透対策）】1 浸透 2 浸透 3 浸透 4 浸透 5 浸透

浸透に対する安全性照査の結果から対策が必要とされた区間について、堤防補強を実施します。

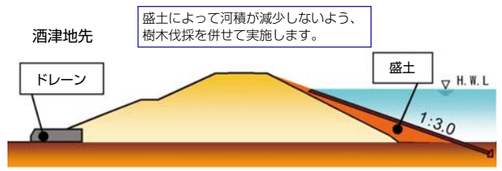

【堰改築（可動化）】1 堰

河積を阻害している堰（笠井堰）について左岸側の改築（可動化）を行います。

【河道掘削】1 掘削

河積が不足している区間を対象として、河積確保のための河道掘削を実施します。

動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、右岸側の樹林を存置しますが、樹林伐開が必要となった場合は、動植物の繁殖時期を考慮して影響の少ない時期に伐開するとともに、環境上重要な区域での樹木伐開を回避します。

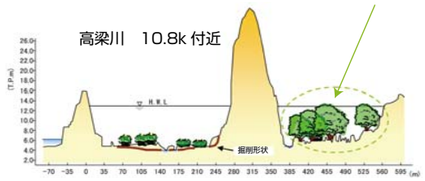

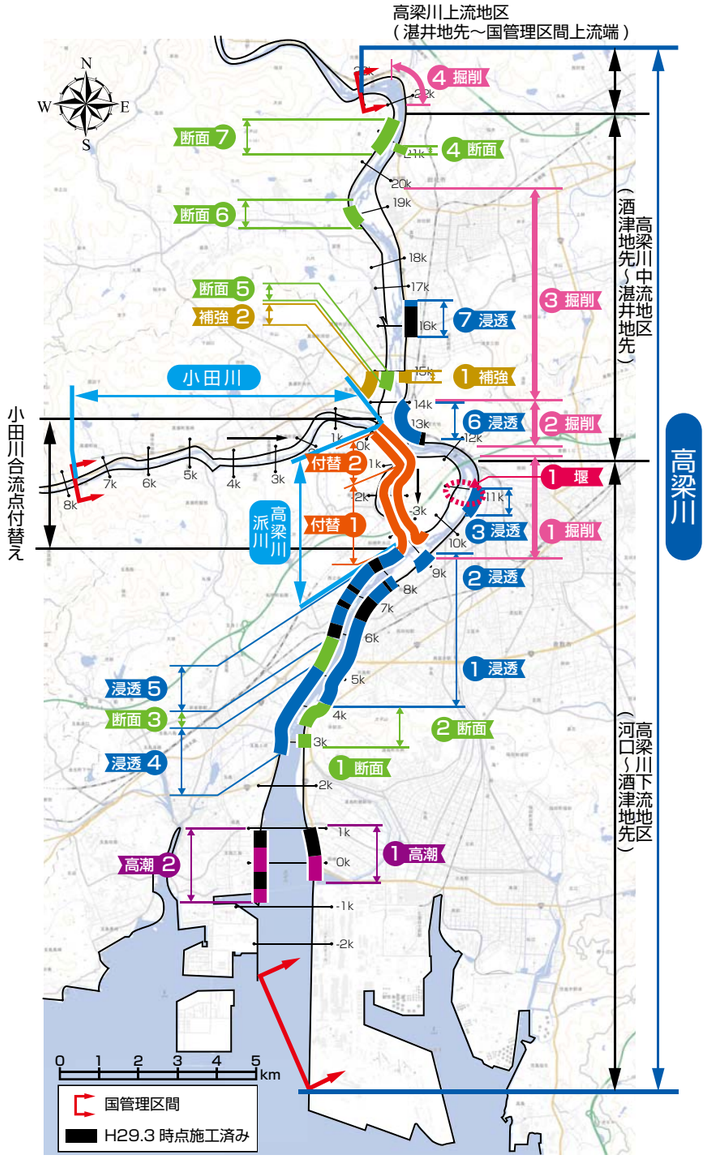

小田川合流点付替え

【小田川合流点付替え】1 付替 2 付替

小田川の合流点を約4.6km下流に付替え、高梁川及び小田川の水位を低下させます。

施設能力を上回る洪水への対策

危機管理型ハード対策として決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫します。 1 補強 2 付替

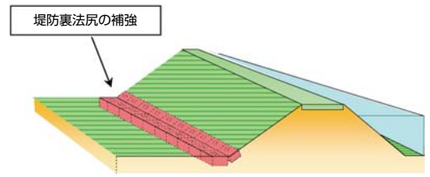

広域防災対策

防災活動拠点として、河川防災ステーションを整備します。

施工区間		主な整備内容	河川整備計画対象期間
高梁川	高潮対策区間	築堤（高潮堤）	築堤（高潮堤）
	下流地区	耐震対策	
		築堤（断面確保）	
		堤防補強（浸透対策）	
		河道掘削、左岸堰改築	笠井堰改築
	中流地区	河道掘削・樹木伐開、堤防補強（浸透対策）	古地地先
		河道掘削・樹木伐開、堤防補強（浸透対策）、築堤（断面確保）	
	上流区間	河道掘削	
高梁川派川		小田川合流点付替え	
小田川		河道掘削・樹木伐開、築堤（断面確保）、宮田堰継ぎ足し	
施設能力を上回る洪水への対策			
広域防災対策			

※上記の整備手順は、整備にあたっての基本的な考え方を示したものであり、洪水の発生状況、関連事業との調整状況や治水安全度の上下流のバランス等を踏まえて、変更する場合があります。

洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

小田川

【河道掘削・樹木伐開】1 掘削

河積が不足している区間を対象として、河積確保のための河道掘削樹木伐開を実施します。

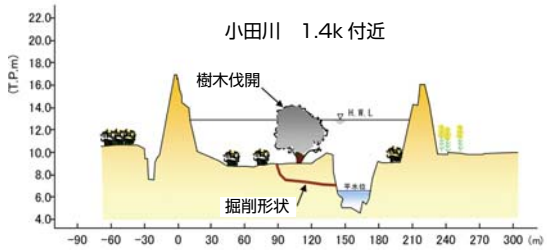

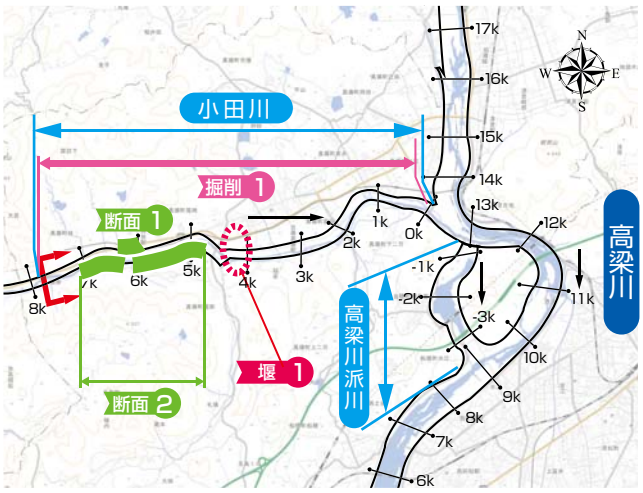

小田川広域図

【宮田堰（継ぎ足し）】1 堰

河道掘削による低水路拡幅に伴い、宮田堰拡幅箇所に可動堰を継ぎ足します。

【築堤（断面確保）】1 断面 2 断面

堤防断面の不足している区間の断面を拡大し、断面確保の整備を実施します。

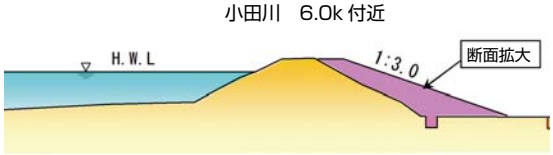

河川の適切な利用及び流水の正常な機能の維持

現状

高梁川及び小田川の国管理区間で取水される流水は、水道用水、工業用水、農業用水等多岐にわたって利用されており、多くの取水が行われていることが特徴となっています。

これまで高梁川水系においては幾度となく渇水による被害が発生しており、近年においても昭和53年、平成6年、平成14年、平成17年、平成20年等、少雨により渇水被害が発生しています。渇水となった場合は、流域の人々の生活の利便性が損なわれるとともに、産業活動や農作物の収穫量にも大きく影響を及ぼし、多大な経済的損失を被ります。

平成６年渇水における小田川の瀬切れ（宮田堰）

目標

水道用水、工業用水、農業用水等の取水といった利水の現況、動植物の保護、漁業、景観を考慮した流水の正常な機能を維持するために必要な目標とする流量は、小田川合流点付替え後、水利用の調整を含め、酒津地点で概ね16m^3/sとし、その確保に努めます。

整備内容

高梁川において、安定的、継続的な水利用を可能にするため、既存の「高梁川水系水利用協議会」において河川管理者と水利用者の間で河川情報及び水利用情報等を共有し、水利用の合理化を図る等により、目標とする流量の確保に努め河川の適正な利用に努めます。

渇水により地域住民の生活や社会活動、農業生産等への被害、自然環境への悪影響を与えるおそれがある場合は、既存の「高梁川水系水利用協議会」において水利用に関する情報を関係機関と共有するとともに、節水意識の向上や水利用の調整に努めます。

河川環境の整備と保全

自然環境の保全

多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。
特に保全上、重要な区域を改変する場合には、瀬淵、ワンド、緩やかな勾配の水際等の保全を図ります。

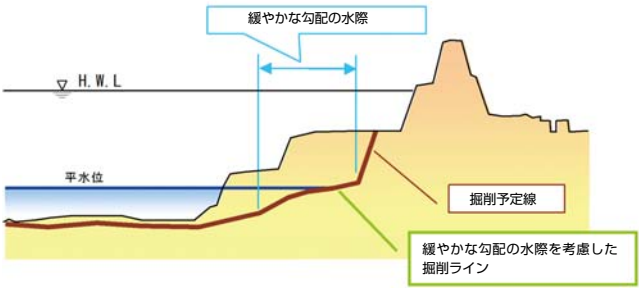

ワンド保全のイメージ図

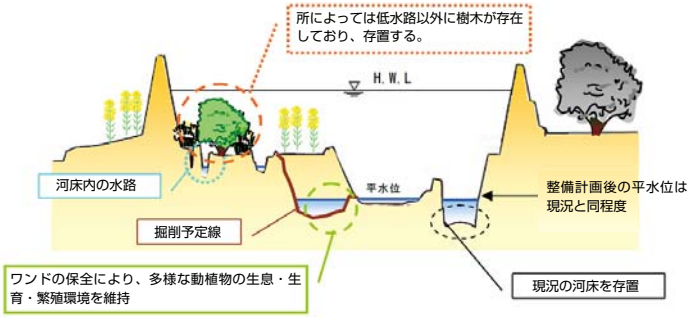

緩やかな勾配の水際の保全のイメージ図

魚類等の移動の連続性の確保

魚ののぼりやすい川とするため、横断工作物が与える魚類等の遡上や降下への影響を把握するとともに、必要に応じて関係機関と調整を図って魚道を改良し、回遊魚等の移動環境の向上に取り組みます。

魚道現況（潮止堰：改良後）

魚道現況（笠井堰）

河川利用

河川空間の適正な利用と管理に努めるため、占用者に対する監督、自治体や地域住民と連携し地域ニーズの把握、利用の円滑化、環境教育等の活動の場となる河川空間の整備を実施します。

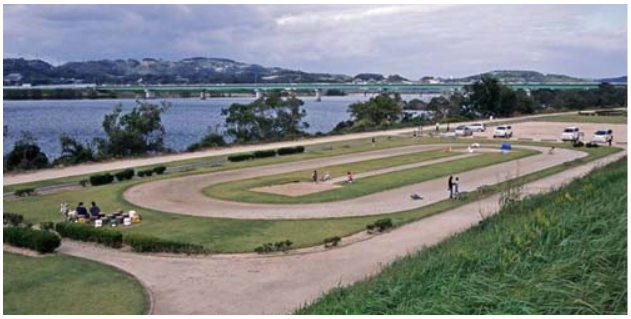

高梁川河川敷の占用による利用施設の整備状況（公園）

水質の保全

関係機関、地域住民等と連携、調整を図り、多様な方策により高梁川の現状の良好な水質の保全に努め、「岡山三川水質汚濁防止連絡協議会」等を開催し水質に関する情報を共有します。

岡山三川水質汚濁防止連絡協議会の開催状況

景観の保全

高梁川の良好な水辺景観の保全、維持を図るため、必要に応じて樹木の伐開を行います。また、倉敷市の風致地区に指定されている酒津地区の自然景観の保全を図ります。

維持管理

堤防の除草作業

維持管理

重要事項
- 河道内樹木の管理
- 堤防、護岸の管理
- 河川管理施設等の管理

その他
- 危機管理体制の整備
- 河川環境に関する維持管理
- 河川空間の維持管理
- 河川情報の把握及び情報提供
- 気候変動による影響のモニタリング
- 施設の機能維持及び管理

危機管理体制の整備「水防連絡会」

水防活動の円滑化

自治体、関係機関、河川管理者からなる「水防連絡会」を定期的に開催し、水防体制の充実を図ります。

洪水予報、水防警報

気象庁と共同で洪水予報を発表し、関係機関へ伝達を行い水害に対する種々の準備を促します。

堤防決壊時の被害軽減対策の検討

堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、災害復旧手順の計画策定、氾濫水を速やかに排水するための対策等の強化、必要な資機材の準備等、早期復旧のための体制の強化を図ります。

水防活動の促進

雨水出水（内水）等による浸水被害の発生時には、自治体からの要請により排水ポンプ車等の出動支援を行い、さらに、著しく激甚な災害が発生し、水防上緊急を要すると認めるときは、特定緊急水防活動を実施します。

防災エキスパート

洪水や地震等により河川管理施設や公共土木施設が被害を受けた場合、防災エキスパートの協力を得て、情報の収集、災害復旧活動を行います。

水防災意識社会再構築ビジョン

「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を平成28年8月に設立し、概ね5か年の防災・減災対策の目標を『氾濫特性などをふまえた実効性のある防災・減災対策を推進し、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す』と定め、今後、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直します。

災害用資機材の備蓄・保管

洪水、地震、水質事故等による災害の拡大防止のため、災害用資機材を備蓄・保管します。

洪水浸水想定区域の指定・更新等

想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表します。

水害リスクの評価・水害リスク情報の共有

住民の迅速かつ主体的な避難を促すためのソフト対策として、タイムラインの策定とこれに基づく訓練及び検証の実施など広域避難に関する仕組みづくりを進めます。

防災教育の推進

自主防災組織の結成、水防演習等における自治体や地域住民、学校及び企業等の参加等、平常時から防災意識の向上を図ります。また、自助・共助・公助が根付く地域社会の構築を図るために、河川環境の保全活動や防災意識の普及・啓発活動等の支援に努めます。

洪水ハザードマップ等の作成支援

洪水ハザードマップの更新に対して、自治体の作成、普及への支援を引き続き行います。

水質事故への対応

「岡山三川水質汚濁防止連絡協議会」等を開催し水質監視体制に関する連絡、調整及び水質に関する情報交換、水質事故訓練等を行い、迅速な対応ができる体制の充実を図ります。

連携と協働，情報の共有等

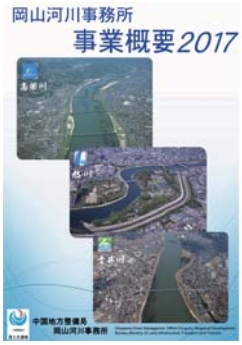

関係機関や地域住民との連携等

管理者が異なる高潮堤防の整備、河川周辺における都市計画事業、景観に関する施策との調整、堤防兼用道路等の道路管理者との調整など、関係機関等との連携や調整を図ります。

地域と連携･協働した川づくりに向けて、地域住民への広報活動、清掃活動、公募による樹木伐採、河川サポーター等への住民参加を通じて、地域の要望や意見を踏まえながら整備に取り組みます。

情報の共有

ホームページや事務所事業概要を通じて、高梁川に関する情報を広く共有します。また、施設の見学会、説明会、出前講座等、住民等に直接説明して理解を深めることに努め、意見交換の場づくりを図る等、関係機関や地域住民等との双方向のコミュニケーションを推進します。

問い合わせ先

公式ホームページ… 岡山河川事務所 検索

国土交通省中国地方整備局
岡山河川事務所

〒700-0914 岡山県岡山市北区鹿田町 2-4-36
TEL 086-223-5101（代表）
URL http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/